

平成 2 4 年 9 月議会定例会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

平成 2 4 年 1 0 月 3 日 開会

平成 2 4 年 1 0 月 3 日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

平成 2 4 年 9 月 東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成 2 4 年 1 0 月 3 日（水）午後 3 時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 仮議席の指定

日程第 3 議長の選挙

日程第 4 議席の指定

日程第 5 会期の決定

日程第 6 会議録署名議員の指名

日程第 7 議案の上程

議案第 1 号 平成 2 3 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入
歳出決算の認定について

議案第 2 号 平成 2 3 年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふる
さと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 3 号 平成 2 3 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処
理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 4 号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制
定に関する協議について

議案第 5 号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

日程第 8 提案理由の説明

日程第 9 議案質疑

日程第 10 一般質問

日程第 11 討論、採決

日程第 12 閉 会

出席議員（9名）

1 番	秋元 賢二 君	2 番	工藤 忠男 君	3 番	宮川 雅夫 君
4 番	林 俊介 君	5 番	向後 悦世 君	6 番	太田 將範 君
7 番	荻谷 進一 君	8 番	浪川 茂夫 君	9 番	川口 健男 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管 理 者	明智 忠直 君
副 管 理 者	野平 匡邦 君
副 管 理 者	太田 安規 君
事 務 局 長	加瀬 孝之 君
総 務 課 長	飯島 久也 君
施設整備課長	島田 重信 君
主 査	宮内 明 君
副 主 査	佐原 輝美 君

事務局出席者

書 記	岡本 浩一 君
-----	---------

午後 3 時開会

事務局長 加瀬孝之君	現在、当組合議会におきましては、議長が不在となっておりますので、新たな議長が選出されるまでの間、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、苅谷副議長に議事を進めていただきます。 それでは、苅谷副議長よろしく願いいたします。
副議長 苅谷進一君	ただ今、事務局からご紹介をいただきました副議長の苅谷進一でございます。 地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、議長の職務を行います。各位のご協力をお願いいたします。
副議長 苅谷進一君	これより平成 24 年 9 月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。 本日の出席議員数は、9 名であります。 よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 日程第 2、仮議席の指定を行います。 匝瑳市議会会議規則第 4 条第 2 項の規定を準用し、仮議席はただ今着席の議席といたします。 日程第 3、議長の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
副議長 苅谷進一君	ご異議なしと認めます。 よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。 お諮りいたします。ただいまの指名推選については、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
副議長 苅谷進一君	ご異議なしと認めます。 よって、本職において指名することと決しました。 東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に銚子市選出の秋元賢二君を指名いたします。 お諮りいたします。

副議長 荻谷進一君	ただ今、本職が指名しました秋元賢二君を、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長の当選人と決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり) ご異議なしと認めます。 よって、ただいま指名いたしました秋元賢二君が、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました。 ただ今、議長に当選されました秋元賢二君が、議場におられますので、匝瑳市議会会議規則第32条第2項の規定により、本職から当選の告知をいたします。 秋元賢二君が東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました。 告知を終わります。 ここで、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました秋元賢二君から、当選受諾のご挨拶をお願いいたします。
議長 秋元賢二君	慎んでお受けいたします。
副議長 荻谷進一君	議長当選受諾の挨拶が終わりました。 これをもって、私の職務は終了いたしました。 皆様方のご協力に感謝申し上げます。 ここで、議長職を交代いたします。 秋元賢二議長、議長席にお着き願います。 暫時休憩いたします。
議長 秋元賢二君	それでは、再開いたします。 日程第4、議席の指定を行います。 匝瑳市議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。 ただいまご着席の仮議席を、本議席と指定いたします。 議案説明のため、管理者、副管理者、事務局長ほか説明員の出席を求めました。 日程第5、会期の決定であります。本日限りといいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 秋元賢二君	ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日限りいたします。 日程第6、会議録署名議員の指名を行います。 7番 荻谷進一君、8番 浪川茂夫君の両名を指名いた

議長 秋元賢二君	します。 管理者より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第5号までの5議案でございます。 配布漏れはありませんか。 (「なし」の声多数あり) 配布漏れなしと認めます。 日程第7、議案第1号から議案第5号までの5議案を、一括上程いたします。 職員により、議案の朗読をいたします。 (書記 議案朗読) (「動議」の発言あり) (「賛成」の声あり)
議長 秋元賢二君 7番 苅谷進一君	7番 苅谷進一君 動議の賛成をいただきましたので、申し上げます。 私共、匝瑳市議会より東広宛、当議会宛、管理者宛に確認書の提出を6月にしております。 その件につきまして、議題にも載っていませんし、今後の取扱いが無いように思われますので、当市議会としましても、このままでは、議会としての権威を失墜することが考えられますので、私としては、議長にお諮りいただきまして、当組合並びに管理者より匝瑳市議会に対して確認書の回答書の提出を求める動議を提出致します。 (「賛成」の声あり)
議長 秋元賢二君 議長 秋元賢二君	ただいま、匝瑳市の苅谷議員より動議が提出されました。所定の賛成者がありますので、動議が成立致しました。 よって本動議を直ちに議題といたし、採決したいと思いをます。 挙手により採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声多数あり) それでは、ただ今の動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

議長 秋元賢二君	(挙手全員) 挙手、全員でございます。 よって、ただ今の動議は可決されました。 (「議長」)
議長 秋元賢二君	7 番 苅谷進一君
7 番 苅谷進一君	ただ今、皆さん全会一致でのご賛同をいただきまして、動議が可決しましたので、動議の内容につきまして、速やかに当組合議会並びに管理者から匝瑳市議会への回答書を求めるものであります。早急に回答をお願いします。 以上であります。ありがとうございました。
議長 秋元賢二君	ただ今、苅谷議員から出された動議について、執行部よろしくをお願いします。
議長 秋元賢二君	議案の朗読は終わりました。 管理者より、挨拶を兼ねまして、提案理由の説明を求めます。 管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	本日ここに、平成24年9月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜りましたこと、心から厚くお礼申し上げます。 ただいまの選挙で当選されました秋元議長には、まずもって心から祝意を表したいと思います。おめでとうございます。 今回の定例会に提出いたします議案は、5議案でございます。 内容につきましては、後ほど提案理由の説明で申し上げることといたしますが、慎重なご審議の上、ご賛成いただきますようお願い申し上げます。 ここで、当組合の近況についてご報告いたします。 はじめに、「銚子連絡道路」の整備促進について、申し上げます。 銚子連絡道路の整備により、輸送効率の向上による物流の増加や、災害、緊急時の連携が強化されることが期待され、一日も早い完成が待たれるところであります。 去る5月22日に「八日市場ドーム」で「第14回銚子連絡道路整備促進地区大会」を開催いたしました。 皆様には、公務ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありが

	とうございました。 おかげをもちまして、盛大に地区大会を終えることが出来ましたことを、厚くお礼申し上げます。 今後は、地元選出国會議員をはじめ、関係機関へ要望活動を行う予定であります。 次に、ごみ処理広域化についてであります。現在、ごみ処理施設の早期稼働を目指し、事務を進めているところであります。 候補地であります、銚子市野尻町地区については、16町内会の内、13町内会と基本協定を結ぶことが出来ました。残りの3町内会につきましては、基本協定締結に向け、説明会の開催や、戸別訪問などにより、基本協定締結に対し、ご理解をいただけるよう進めているところであります。 また、今年度は、ごみ処理広域化推進事業に係る担当課長会議や、東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会を設置し、より専門的な視点、また、住民としての考えのもとご協議をいただいているところであります。 今後も、皆様方よりご意見を頂戴しながら、進めてまいりたいと考えますので、よろしくご理解の程お願いいたします。 次に、職員共同研修事業であります。圏域内職員が公務員として必要な基礎的知識の習得、指導力の増進を図ることを目的に研修を実施しているところであります。 本年度も、新任職員研修をはじめ、各種の研修を計画しており、現在まで141名が研修を受講しております。 次に、本年で21回目となりました中学生海外派遣研修であります。圏域内15校より29名の参加をいただき、7月24日から4泊5日の日程で、シンガポールとマレーシアへ研修に行ってまいりました。 訪問校では、盛大な歓迎を受け、和やかな雰囲気の中、交歓会を通じて交流を深めることが出来ました。 将来、地域を担っていく子供たちが、この貴重な体験を生かし、大きく育っていくことを期待しております。 報告事項の最後になりますが、職員採用試験の受験状況についてご報告いたします。本年は9月16日に実施し、6団体15職種423名となり、昨年度と比較し、54名の増となりました。以上、報告とさせていただきます。 今後も3市と協調を図り、地域の活性化に向けた事業展開を目指していきたいと考えておりますので、皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。 続いて、本会議に提案いたしました議案の提案理由を申し上げます。 本日、ご審議いただく議案は5件でございます。 議案第1号は、平成23年度東総地区広域市町村圏事務
--	--

	組合一般会計決算の認定を求めるものであります。圏域内の振興整備を推進するため、広域行政機構として効率的な財政運営に配慮した結果、歳入総額５千１３１万２千１２８円に対し、歳出総額４千７９２万１千６９０円となり、差し引き３３９万４３８円の実質収支となったものでございます。 議案第２号は、平成２３年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計決算の認定を求めるものであります。歳入総額５億１千２８４万４千３２５円に対し、歳出総額５億１千６４万９千９７１円となり、差し引き２１９万４千３５４円の実質収支となったものでございます。 議案第３号は、平成２３年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計決算の認定を求めるものであります。歳入総額４千８４３万８千９８４円に対し、歳出総額４千４４６万３千３８０円となり、差し引き３９７万５千６０４円の実質収支となったものでございます。 議案第４号は、千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。 当該組合の構成団体であります、大網白里町が、平成２５年１月１日から市制を施行することに伴い、規約の一部を改正するため協議を求められたものであります。 議案第５号は、東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について、同意を求めるものでありまして、当組合規約第１３条第２項の規定により、監査委員の選任につき、議会の同意を求めるものでございます。 以上、提案理由を述べさせていただきましたが、詳細につきましては、後ほど事務局より内容説明をいたしますので、慎重なご審議のうえ、ご賛成いただきますようお願い申し上げます。
議長 秋元賢二君	提案理由の説明は終わりました。補足説明をお願いします。 事務局長
事務局長 加瀬孝之君	それでは、議案第１号、平成２３年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第２号、平成２３年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第３号、平成２３年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、の３件を一括してご説明いたします。 お手元の、平成２３年度東総地区広域市町村圏事務組合決算書の３ページをご覧ください。

	一般会計歳入歳出決算書、歳入です。詳細な内容につきましては、7ページ以降の事項別明細書でご説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。 歳入合計は、予算現額5千万円、調定額、収入済額ともに5千131万2千128円、不納欠損額、収入未済額ともに0、予算現額と収入済額の比較は、プラス131万2千128円です。 4ページをご覧ください。 歳出です。歳出合計は、予算現額5千万円、支出済額4千792万1千690円、翌年度繰越額0、不用額及び予算現額と支出済額との比較ともに、207万8千310円です。 歳入歳出差引残額は、339万438円です。 続きまして、7ページをご覧ください。 決算事項別明細書に基づきまして、決算内容をご説明いたします。始めに歳入です。 1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 総務費負担金ですが、予算現額、調定額、収入済額いずれも4千659万8千円です。内訳は、構成市からの負担金収入です。 2款 1項、1目 繰越金ですが、予算現額338万円、調定額、収入済額ともに454万8千451円です。これは、前年度からの繰越金です。 3款 諸収入、1項、1目 雑入ですが、予算現額2万2千円、調定額、収入済額ともに16万5千677円で、これは職員共同採用試験に参加した一部事務組合からの負担金収入、及び、全国市有物件災害共済会から、共済加入施設の損害に対して交付された災害見舞金等です。 歳入合計は、予算現額5千万円、調定額、収入済額ともに5千131万2千128円、不納欠損額、収入未済額ともに0です。 続いて8ページをご覧ください。 次に歳出です。歳出は、主なものについてご説明いたします。 まず、1款 議会費ですが、予算現額21万9千円に対し、支出済額17万7千663円で、不用額は、4万1千337円です。内容といたしましては、組合議員に対する報酬及び交際費等です。 2款 総務費ですが、予算現額4千896万1千円に対し、支出済額4千774万4千27円、不用額121万6千973円です。その主な内訳といたしまして、1目 一般管理費、2節 給料は、予算現額、支出済額ともに2千147万9千50円で、これは施設整備課を除く職員5人分の給料です。
--	---

	3節 職員手当等は、予算現額、支出済額ともに1千118万8千265円で、これも施設整備課を除く職員5人分の各種手当です。 4節 共済費は、予算現額、支出済額ともに1千18万5千685円で、これは千葉縣市町村職員共済組合負担金等です。 次に9ページをご覧ください。 11節 需用費は、予算現額178万9千円に対し、支出済額144万4千335円で、その主なものとしましては、事務用品等の購入に要する消耗品費47万2千219円、庁舎の電気料等の光熱水費52万9千462円です。また、修繕料は、支出済額14万9千903円で、庁舎の冷暖房設備の点検修理工事等の経費です。 13節 委託料は、予算現額103万円に対し、支出済額99万3千646円で、その主なものとしましては、庁舎警備委託料52万2千900円、組合ホームページの保守・更新委託料25万2千円です。 14節 使用料及び賃借料は、予算現額63万円に対し、支出済額55万3千614円で、複写機やパソコン等事務機器の借上料等です。 18節 備品購入費は、予算現額32万円に対し、支出済額27万8千250円で、これまでリースで使っていたパソコン2台が、リース期間満了となったため、新たに2台を購入したものです。 次の10ページをご覧ください。 19節 負担金、補助及び交付金ですが、予算現額72万9千円に対し、支出済額53万9千69円で、主なものとしましては、備考欄の下から2番目の職員採用試験経費負担金32万3千300円等です。 次に2目 企画費の内の11節 需用費ですが、予算現額93万3千円に対し、支出済額56万7千838円で、主なものとしましては、広報紙ふるさと東総の印刷製本費です。なお、不用額36万5千162円は、広報紙の印刷が予算で見込んだ金額より安価で執行できたことが主な理由です。 次の11ページ、2項 監査委員費につきましては、予算現額4万3千円に対し、支出済額3万1千500円で、これは、監査委員の報酬です。 3款 予備費につきましては、当初予算額90万3千円、予算現額82万円で、8万3千円を、8ページに記載してあります、2款 総務費の3節 職員手当等に充当いたしました。これは、人事異動により、扶養手当や児童・子ども手当等が当初見込んでいた額を上回ったため、予算が不足したことによるものです。
--	--

	歳出合計は、予算現額5千万円、支出済額4千792万1千690円、不用額207万8千310円です。 次に12ページをご覧ください。 実質収支に関する調書ですが、1 歳入総額5千131万2千円、2 歳出総額4千792万2千円、3 歳入歳出差引額339万円、4 翌年度へ繰越すべき財源は0、5 実質収支額339万円、6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0です。 13ページの財産に関する調書ですが、公有財産は、建物、非木造延面積810平方メートルの庁舎で、物品は、庁用自動車1台です。ともに決算年度中の増減はありませんでした。 続きまして、東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計です。 17ページをご覧ください。 東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計決算書、歳入です。詳細な内容につきましては、21ページ以降の事項別明細書でご説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。 歳入合計は、予算現額5億1千290万円、調定額、収入済額ともに5億1千284万4千325円、不納欠損額、収入未済額ともに0です。予算現額と収入済額の比較は、マイナス5万5千675円です。 次の18ページをご覧ください。 歳出です。歳出合計は、予算現額5億1千290万円、支出済額5億1千64万9千971円、翌年度繰越額0、不用額及び予算現額と支出済額との比較ともに、225万29円です。歳入歳出差引残額は、219万4千354円です。 続きまして、21ページをご覧ください。 決算事項別明細書に基づきまして、決算内容をご説明いたします。始めに歳入です。 1款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 利子及び配当金、1節 基金利子ですが、予算現額、調定額、収入済額いずれも846万6千円です。これは、基金の運用による利子収入です。 2款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 ふるさと市町村圏基金繰入金、1節 繰入金ですが、予算現額、調定額、収入済額ともに5億円です。これは、国債で運用していた基金の一部が、平成23年6月20日に満期償還となったことから、各構成市に返還するため、ふるさと特別会計において収入処理したものです。 3款、1項、1目、1節 繰越金ですが、予算現額283万4千円、調定額、収入済額ともに282万2千625
--	--

	円です。これは、前年度繰越金です。 4款 諸収入、1項、1目 1節 雑入ですが、予算現額160万円、調定額、収入済額ともに155万5千700円で、この主なものは、中学生海外派遣研修参加負担金31名分です。 歳入合計は、予算現額5億1千290万円、調定額、収入済額ともに5億1千284万4千325円で、不納欠損額、収入未済額ともに0です。 22ページをご覧ください。次に歳出です。 歳出は、主なものについてご説明いたします。 1款 総務費ですが、予算現額5億1千270万円に対し、支出済額5億1千64万9千971円で、不用額は、205万29円です。主なものとしたしましては、23節償還金、利子及び割引料ですが、予算現額、支出済額ともに5億円で、これは、歳入でも触れましたが、ふるさと市町村圏基金に係る構成市出資金の一部を各構成市へ返還したものです。 25節 積立金は、予算現額、支出済額ともに281万8千円で、ふるさと市町村圏基金への積立金です。 次に、2目 ふるさと振興費のうち、9節 旅費は、予算現額615万4千円に対し、支出済額551万2千円で、主なものは中学生海外派遣研修の旅費です。 13節 委託料は、予算現額160万7千円に対し、支出済額132万5千円で、職員共同研修委託料です。 19節 負担金、補助及び交付金は、予算現額101万3千円に対し、支出済額21万6千円で、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会への負担金です。なお、不用額79万7千円ですが、これは、東日本大震災を考慮し、銚子連絡道路整備促進地区大会を中止したことにより、期成同盟会への負担金が減額となったためです。 次の23ページをご覧ください。 2款 予備費については、当初予算額20万円で、充当はありませんでした。 歳出合計は、予算現額5億1千290万円、支出済額5億1千64万9千971円、不用額225万29円です。 次に24ページをご覧ください。 実質収支に関する調書ですが、1 歳入総額5億1千284万4千円、2 歳出総額5億1千65万円、3 歳入歳出差引額219万4千円、4 翌年度へ繰越すべき財源は0、5 実質収支額219万4千円、6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0です。 続きまして、財産に関する調書ですが、基金といたしまして、ふるさと市町村圏基金4億2千401万2千円です
--	---

が、有価証券の決算年度中増減高マイナス５億円は、基金の一部を各構成市の出資金の返還に充てることを目的として、ふるさと特別会計へ繰入れるため取り崩したものです。また、現金の決算年度中増減高プラス２８１万８千円は、ふるさと特別会計から繰入れたものです。

次に一般廃棄物処理事業特別会計です。

２７ページをご覧ください。

一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算書、歳入です。詳細な内容につきましては、３１ページ以降の事項別明細書でご説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

歳入合計は、予算現額４千８４０万円、調定額、収入済額ともに４千８４３万８千９８４円、不納欠損額、収入未済額ともに０、予算現額と収入済額との比較は、プラス３万８千９８４円です。

２８ページをご覧ください。

歳出です。歳出合計は、予算現額４千８４０万円、支出済額４千４４６万３千３８０円、翌年度繰越額０、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに３９３万６千６２０円です。

歳入歳出差引残額は、３９７万５千６０４円です。

続きまして、３１ページをご覧ください。

決算事項別明細書に基づきまして、決算内容をご説明いたします。始めに歳入です。

１款 分担金及び負担金、１項 負担金、１目 衛生費負担金ですが、予算現額は４千３８８万２千円、調定額、収入済額ともに４千３８８万２千円です。これは、構成市からの負担金収入です。

３款、１項、１目 繰越金は、予算現額４５１万７千円、調定額、収入済額ともに、４５１万７千４６１円です。これは前年度繰越金です。

４款 諸収入、１項、１目 雑入は、予算現額１千円、調定額、収入済額とも３万９千５２３円です。これは、雇用保険料被保険者負担金収入です。

歳入合計は、予算現額４千８４０万円、調定額、収入済額ともに４千８４３万８千９８４円で、不納欠損額、収入未済額ともに０です。

３２ページをご覧ください。

歳出です。歳出は、主なものについてご説明いたします。

１款 衛生費ですが、予算現額４千７８７万５千円に対し、支出済額４千４４６万３千３８０円、不用額３４１万１千６２０円です。その主な内訳といたしましては、１項 清掃費、１目 清掃総務費、２節 給料が、予算現額２千１６５万５千円に対し、支出済額２千７３万８千８００円で、

	施設整備課職員５人分の給料です。 ３節 職員手当等は、予算現額１千２９９万７千円、支出済額１千１８９万９千３２６円で、施設整備課職員５人分の各種手当です。 ４節 共済費は、予算現額１千７万５千円に対し、支出済額９８４万６千４４２円で、千葉縣市町村職員共済組合負担金等です。 １９節 負担金、補助及び交付金ですが、予算現額２３万２千円に対し、支出済額２２万３千６４２円で、これは、施設整備課が銚子市役所内に配置していることに伴う銚子市庁舎管理費負担金等です。 次の３３ページをご覧ください。 ２目 施設建設費の主なものといたしましては、１節報酬、予算現額１０万２千円に対し、支出済額が０となっておりますが、これは、当初、施設整備に係る各種計画の策定や焼却方式の選定を目的とした学識経験者等を構成員とした検討委員会を、平成２３年度中に１回開催する予定でございましたが、地元住民の理解を得ることを最優先とし、開催時期を平成２４年度に遅らせたことから不用となったものです。 １１節の需用費ですが、予算現額７８万９千円に対し、支出済額は５３万４千３９０円で、その主なものとしましては、事務用品等の消耗品費と公用車の燃料費です。また、食糧費を１６万４千２７３円支出していますが、これは先進施設見学会を５回実施した際の参加者の昼食代と飲み物代、基本協定締結時における茶菓代及び地元１６町内会住民と農家組合役員との意見交換会など１１回実施した際の飲み物代等です。 １２節 役務費ですが、予算現額１３万４千円に対し、支出済額４万５千２７６円で、主なものとしましては、先進施設見学会参加に当たっての傷害保険料です。 １３節 委託料ですが、予算現額７０万４千円に対し、支出済額５７万２千２５０円で、これは意見交換会等支援業務委託料として、焼却施設建設に関する地元町内会住民を対象とした住民説明会の際、住民等からの専門的な質問等に対し、適切な回答を得るため民間コンサルタントによる７回の支援業務を受けたものです。 １４節 使用料及び賃借料ですが、予算現額８１万２千円に対し、支出済額５２万２６１円で、先進施設見学会実施の際のバス借上料５回分３７万２千７５０円、公用車賃借料などです。 ２款 予備費については、予算現額５２万５千円で、充当はありませんでした。 以上、歳出合計は、予算現額４千８４０万円、支出済額
--	--

	4千446万3千380円、不用額393万6千620円です。 次に34ページをご覧ください。 実質収支に関する調書ですが、1 歳入総額4千843万9千円、2 歳出総額4千446万3千円、3 歳入歳出差引額397万6千円、4 翌年度へ繰越すべき財源は0、5 実質収支額397万6千円、6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0です。 続きまして、平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合決算に係る主要な施策の成果について、ご説明いたします。 1ページをご覧ください。 一般会計の職員採用試験合同実施事業です。決算額は、48万1千256円です。これは、東総地区広域市町村圏内の市及び一部事務組合の職員採用試験を合同で実施したものです。実施日は、平成23年9月18日、受験者数は369名、職種は一般行政職、技術職、保育士職等です。事業効果としては、試験問題の作成等の経費の節減、採用予定者の資質の均一化を図りました。 次に2ページをご覧ください。 ふるさと市町村圏事業特別会計の職員共同研修事業です。決算額177万7千506円です。これは、圏域内の市及び一部事務組合の職員が公務員として執務等に必要な基礎的知識を習得し、指導力及び勤務能率の増進を図ったもので、7課程、修了者数197名、研修日数は21日でした。 3ページをご覧ください。 ふるさと市町村圏事業特別会計の中学生海外派遣研修事業です。決算額583万8千465円です。 これは、圏域内16校の中学2年生31名をシンガポール・マレーシアに派遣し、諸外国の自然、産業、文化、歴史等を学ぶとともに、現地中学生との交流を通して、国際的視野を身につけ、国際化に対応した人材育成を図ることを目的として実施したものです。 4ページをご覧ください。 ふるさと市町村圏事業特別会計の銚子連絡道路整備促進事業です。決算額は、21万6千円です。 これは、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会に対する負担金を通して活動しております。この期成同盟会の活動といたしましては、平成23年11月に実施されたそうさ農業まつり、海上産業まつりで、パンフレット等を配付して啓蒙活動を実施し、また、平成24年2月8日に国等関係機関への要望活動を実施いたしました。な
--	---

議長 秋元賢二君	お、決算説明でも触れましたが、例年開催している銚子連絡道路整備促進地区大会は、平成23年度は東日本大震災を考慮し、中止といたしました。 5ページをご覧ください。 一般廃棄物処理事業特別会計のごみ処理広域化推進事業です。決算額170万5千940円です。これは、広域ごみ焼却施設建設の建設候補地である銚子市野尻町地区周辺の地元町内会との施設建設計画に係る事前協議を進めることを目的とした基本協定の締結を目指し、地元16町内会正副会長などで構成される地元連絡会、農家組合との意見交換会、地元住民を対象とした住民説明会を実施し、焼却施設の必要性を説明するとともに、施設の安全性を理解してもらうため、また、臭い、汚いといった悪いイメージを払拭するために先進施設見学会を実施しました。その結果、平成24年3月31日現在で、10町内会と基本協定を締結いたしました。 以上で、議案第1号から第3号までの説明を終わります。 続きまして議案第4号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご説明いたします。 千葉県市町村総合事務組合の構成団体であります、大網白里町が、平成25年1月1日から市制を施行し、大網白里市になることから、組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定、及び共同処理する事務に係る、共同処理する団体に関する規定について改正するため、構成団体である当組合に協議があったものでございます。 改正後の規約の施行日は、平成25年1月1日です。 続いて、議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合の監査委員の選任について、ご説明いたします。 当事務組合の監査委員は、知識経験を有する者1名、及び組合議員から1名の計2名で構成されております。そのうち、知識経験を有する者として選任されておりました委員が、平成24年10月2日をもって任期満了となりますので、その後任について東総地区広域市町村圏事務組合規約第13条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 監査委員に選任したい方は、旭市ハ1123番地2 神原房雄氏、昭和26年1月27日生れの61歳でございます。なお委員の任期は3年間となっております。 以上で説明を終わります。 よろしくご審議をお願いいたします。 議案第1号から議案第5号までの補足説明は終わりました。ここで監査委員を代表して浪川茂夫監査委員から、決
-----------------	---

8 番 浪川茂夫君	算審査意見について報告を求めます。 浪川茂夫監査委員 お願いいたします。 すでに皆様方のお手元に、東総地区広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書を提出してございますが、決算審査についてご報告致します。 平成24年7月17日、東総地区広域市町村圏事務組合会議室において、代表監査委員 来栖昭一氏と、私、浪川により、事務局立会いのもと、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第233条第2項の規定により、平成23年度 東総地区広域市町村圏事務組合の一般会計、東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計、及び一般廃棄物処理事業特別会計の歳入歳出決算について、決算書及び関係帳簿、証書類を審査したところ、各会計の歳入歳出決算は各帳簿との照合の結果、計数は正確であり、内容も正当なものと認定しました。また、証書類も整理されており、収入及び支出についても効率性を十分考慮し適正な執行がなされていたことを報告いたします。東総地区広域市町村圏事務組合監査委員 浪川茂夫 よろしく申し上げます。
議長 秋元賢二君	監査委員の報告は終わりました。 これより、議案第1号から議案第5号を一括議題とし、質疑に入ります。 質疑を行う前に予め申し添えます。 質疑は一括質疑方式で、1人3回までとなっております。又、質疑については、議案の範囲とし、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。 質疑ありませんか。 7 番 荻谷進一君
7 番 荻谷進一君	議案第3号に関する33ページ並びに主要な施策の成果5ページに関する質問をさせていただきます。 この場で確認したいことが何点かあります。 最終処分場の件につきましては、今回協定書を各町内会と結んでいただいているわけですが、確認でございますが、この協定書の内容には、協定書を結んだ町内には、最終処分場は設置しないということを明記しているはずだと思います。この件につきましては、私も、ずっとこの議会に出向してきたわけではございませんが、何時の段階でどういう判断でどなたの責任で同一町内に設置しないという文言を加えたのでしょうか確認させて下さい。 次に、協定書を結んでいる町内におかれまして、さしま

	クリーンセンターとか訪問をしていただいて、ご理解を賜っている事に対しまして、事務局をはじめ首長にはご努力をいただいているところであります。その中で、現状その感触が我々議員には全然わからないわけでございます。実際のところ感触としまして、行かれた方は、興味のある方、反対のある方、並びに賛成の方もいるかと思うんですが、その辺の状況をいただいている資料の中では、反対はありませんよとか、良好ですよとか、ご理解をいただいていますという内容が見受けられないように感じられます。そういう面が現状までの方向性としてどうなっているのかお願いしたいと思います。また、先程来全員協議会の中でございましたが、私が、前々から何度か当議会に出向しております間に一度評価基準を設けまして匝瑳市内に一度ごみ処理施設の焼却場を設置するような形で決まった後に、点数が当市の場合悪かったものですから、銚子市さんが良いということでその時点で銚子市さんの点数の良い方に方向転換がありまして、その時には最終処分場も同一市内にということでございました。議事録に載っていると思いますが、先程の動議で出されました確認書にもかかわる内容でございますが、最終処分場については、その時点では焼却施設設置市内に設置をするということがございましたので、事務局の確認をお願いしたいと思います。 以上３点お願いします。
議長 秋元賢二君	事務局長
事務局長 加瀬孝之君	荻谷議員の質問にお答えさせていただきます。 １つ目の基本協定書に地元町内会に最終処分場を設置しないと記載した経緯でございますが、平成２２年４月から野尻町を建設候補予定地と決めてから、地元に入りまして、これまで地元に対して説明をさせていただきました。説明をしている中で焼却場を建設予定ということで話をさせていただきましたが、同時に最終処分場についても、一緒に造られるのではないかという疑問を抱いている方がかなり多くいました。そこで、まず焼却施設の建設に対する理解を得るということで進めて行った結果、最終処分場をそこに設置するという誤解を払拭することが、必要ではないかという考えに至りまして、基本協定書の中に、その文言を入れることにいたしました。これについては、管理者、副管理者に上げさせていただきました。それに基づいて基本協定書を締結させていただいたという経緯でございます。２番目の施設見学会の感触でございますけれども、見学者に対しては、施設見学をした結果どうであったかというアンケートを取って、その結果については概要をお知らせ

議長 秋元賢二君 7 番 苅谷進一君	せしてございますけれども、確かに一部、匂いが気になったとか、周辺に影響があるのではないかというご意見を持たれる方もございます。ただ、提出させていただきました資料のとおり、概ねの方が、匂いが無いとか、安全性は大丈夫じゃないか、そういう回答をいただいております。 3 番目の最終処分場を同一市内に建設するということにつきましては、平成 21 年 8 月 10 日の首長会で基本的な方針ということで、今申し上げた焼却施設と最終処分場を同一市内に建設するということを決定しまして、その後、組合議会に説明させていただきました了承を得ているという経緯がございます。議事録に関しましては、組合のホームページで首長会の結果というところで掲載しておりますが、そこに、今の方針を掲載してございます。以上です。 7 番 苅谷進一君 回答について一点確認したいが、先程事務局長から平成 21 年 8 月 10 日の首長会議で決まったということでホームページに掲載されているということでよろしかったですね。その時点での再度確認したいんですが、首長 3 名の名前を答弁いただきたいと思います。それから、次に先程来最終処分場につきましては、まだ方式が決まっていないので、量が決まらないから選定が出来ないという事務局長のお答えがございました、それは間違いないですね。その中で、これだけコンサルがついて、これだけの内容を精査している中で、最終処分場に関しては一つとして、こういう方式であればこういう方式を使ってどの位になる、それは現状の 3 市のごみ量と全国の実績を加味すれば、最終処分量は明確になると私は思います。そこにおいて数字としてストーカ方式等色々あると思いますが、結果を基に熔融炉を使うのであれば熔融炉になった場合にはこの量ということを確認に現時点でして頂いて、その内容を具備しまして、施設検討委員会は、燃すだけの検討委員会ではないと私は理解するところでありますが、最終処分場についても、そういう内容を加味して、どれだけの量が今後 3 市内で見込まれるのか論議した上で、最終処分場の場所は決めなくても量的なものを尺度をもって検討することが必要であるかと私は思う次第であります。その点につきまして、事務局長の明確な答え、施設整備課長の答えをいただきたいと思います。次に、処理量の問題につきましては、現段階では大分少なくなっているということは当組合ではある訳ですが、サーマルリサイクルもあると思いますので、そういうものを加味して検討して頂きたいと思いますがいかがでしょうか。
----------------------------------	---

議長 秋元賢二君 事務局長 加瀬孝之君	事務局長 焼却方式を想定して最終処分量を出したらどうかというご質問にお答えをさせていただきます。最終処分場については、灰の排出については、焼却方式が決まれば出るということでお話をさせていただきましたが、まず、その前の段階で、各市でごみが将来的にどの位出されるのか、それをまず出すことが必要。まだ、検討委員会でも決まっていませんので、それを踏まえてごみ量から最終的に灰の量が出てまいりますので、その後であれば方式により灰の量が出ると思いますが、現段階では、検討委員会で検討されている状況です。 平成21年8月10日当時の首長ですが、明智管理者、野平副管理者、江波戸副管理者の3人です。 減量化におけるリサイクル量については、現在検討委員会で議論しているところでありますので、その結果を見ているところであります。
議長 秋元賢二君 7番 荻谷進一君	7番 荻谷進一君 3回目の質問でございますので、明確な答えをお願いします。今、事務局長より検討委員会でごみの量が決まらない、逆にいえば処理方式のトン数も決まらないし、処理量も決まらなと、回答が詰まるような方向に行っていると思うんですがそんな事は絶対あり得ないと思う。現状のごみ量が減るかといえ減らない。現状を考えても当匝瑳市環境衛生組合は減っているが、銚子市は増えている。こういうことを考えますと、処理量の量が見込めないかと言ったら、見込めないことはあり得ないと思います。そういう意味において最終処分場の件については、ある意味、気を使って、神経をとがらせて検討する課題であるだけに、そういうものがどれだけの量が、どれだけ明確に処理される量を、何年間の量をもって設置していかなければならないということを明確にしていかないと、今後、そういう課題に触れた時に、絶対話が進まなくなると思いますよ。先程の全協で、銚子の市長さんからも答弁がございましたが、絶対にということはありませんということですが、ただ、そういう認識をもって我々動いていかないと、地域住民としては、銚子市さんに最終処分場をお世話になるのであれば、大いに歓迎しつつも、我々の負担もそれだけしていかなければならないと認識を持つわけであります。ただ、現時点において最終処分量の目安も立たないということを議会で答弁するのは絶対間違いであります。これは今後改め

	てください。我々は、議会である以上、この最終処分場というのは、最終的に大きな問題になるのは解っているはずですよ。ですから、現時点で、こういう方式になった場合はこうなる、この方式ではこうなる、ごみ量に関しては現状の量を加味して算出すると、そういうことを今の時点でやって下さい。やらないと又後で問題が増えます。これは出来不出来はないはずですよ。先程資料請求でお渡ししたコンサルさんもそういうことは慣れていますから、こういうことは算出して、こういうようになると、例えば、現状において銚子市さん、旭市さんは最終処分場の件に関しては、マックスであると思います。そうなった場合の量もあります。先程の計画の年度でいいますと、5年位はかかると思います。その間に最終処分場がなくなった場合どうするのか。それも考えられますよね。銚子市さん旭市さんにしても、たまたまですけど当市においてはまだキャパがあります。しかしそれが近隣で皆さんお世話になっていますから、そういうことがあれば、受け入れざる時も来るかも知れません。しかしながら、広域でやっているごみ処理の最終処分場の問題も論議されないままに、そういうことが例えば当組合に来た場合に、受けられるかどうか問題があるわけですよ、最終的な3市の問題もありますから。そういう意味では、最終処分場に関わる量とか今後の方針、また、検討委員会での、場所は結構ですまだ先の話です、内容に関しては、明確に論議していただくことをここでお約束していただきたいと思います。如何でしょうか。事務局でも結構です。
議長 秋元賢二君	事務局長
事務局長 加瀬孝之君	仮に、この焼却方式で、現状のごみの量でということであれば、試算は出来ると思います。
議長 秋元賢二君	管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	最終処分場の総量、絶対量等、今色々なシミュレーションをし、人口状況がどうなっているのか、人口動態がどうなっているのか、という部分と、ごみの量を何パーセント各市で減量していったらどの位になるのか、今、そういった部分をコンサルを交えて検討委員会で検討しているところで、今の状況は、18年に計画を立てた時の210トンで大体その位のごみの量が変わらないと試算が出ていますけれども、それも人口が減少してもそういうふうな状況になるということは、今、検討委員会とコンサルで色々なシミュレーションをやっているところでありますので、結果

議長 秋元賢二君	が出たら直ぐ報告したい。全協を3か月に1回開催しなければならぬと思っていますので、よろしくご理解いただきたいと思います。
9 番 川口健男君	他に質疑ありませんか。 9 番 川口健男君 先程の荻谷議員からの質問に対しての事務局の答弁、私には、詭弁以外には何も聞こえませんでした。今後は、そのようなことがないようにお願いしたいと思います。私も、真剣になって質問させていただきますし、考えてきます。 想定した形で準備する、また、先程荻谷議員からの質問で、ごみの量、方式、もうすでに焼却場は選定されている。次は処分場、どの様な方式、どれだけのゴミになる、そうすると焼却方式ごとに最後に残る処分場はこの位だ、何年間使わなければいけない、何万立米が必要か、各方式のものがでていてしかるべきではないですか。もし、それがやってないのであれば、怠慢以外の何ものでもない、もうここに至っては私はそのように思います。それから、全協で質問させていただいた様に、地域が非常に限定されている。そういうことを踏まえ、もうすでにあらゆる想定のもので準備されているはずなんです。していないとしたら職務怠慢。回答できない面もあるかも知れません。ぜひ、今後はそのようなことが無いようにお願いします。私の要望にさせていただきます。
議長 秋元賢二君	他に質疑ありませんか 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終結いたします。 日程第10、一般質問を行います。予め申し添えます。一般質問については一括質問とし、回数は3回までとなっておりますので円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。 それでは、通告の順番により発言を許します。 6 番 太田将範君
6 番 太田将範君	一般質問を行います。 1 番目の大きな問題として、循環型社会形成推進基本法と一般廃棄物の焼却の関連について質問します。廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりますと、市町村は、廃棄物処理行政の基本方針を定めなければならないとなっています。また、そのことから処理計画作成の6項目にわたって義務付けられています。東総地区広域ごみ処理焼却施設建設計画検討委員会が設立されまして、この6点に沿って

審議が開始されているものと思われます。今まで、日本のごみ行政の埋め立てから焼却により減量化、埋め立てする方法が取られています。一般ごみの焼却率は、77パーセントのままになっております。焼却処理による有害なダイオキシン対策として、850度以上の高温処理、24時間連続運転、焼却施設の大型化ハイテク化が進んでおります。しかしながら循環型社会形成推進基本法が2000年に制定されますと、焼却処理リサイクル中心から、ごみを資源として有効に活用する方向に切り替わることになってきました。物質を循環させるという観点に立ち、天然資源を出来るだけ大切に使い、環境に与える影響を出来るだけ少なくする方法が基本となっています。今、全国の市町村の環境行政は、従来の大型炉による焼却を中心とする方向と、3R運動によるごみを資源として活用し、ゼロ・ウェイスト社会を目指す方向の2つの流れが出来ております。焼却場の建設検討委員会では、次の3点について、特に3Rについて、ゼロ・ウェイストについての考え方、一般廃棄物の分別と削減について、どういう検討をしているのかご回答をお願い致します。2番目として、現在焼却しておりますごみ質の問題について質問致します。一般廃棄物の大幅な削減は分別の徹底とともに、ごみの種類を、何をどれだけ削減するかという計画を立てて実行する必要があると思います。重さや水分で大きな比重を占める生ごみと、体積が大きく、焼却すると有害なガスが発生しますプラスチック系のごみ対策が成功するならば、廃棄物の問題は大きく前進して、大きな減量化になると思います。まず、生ごみに関しては、ごみの4割を占める生ごみを焼却処理しているのは、先進諸国では日本だけです。隣の韓国では分別収集、ソウル市では100パーセントリサイクルされています。リサイクルの中身は、飼料に56パーセント、肥料に42パーセント、バイオガスによる利活用が行われています。日本が大型炉で焼却をしているときに、隣の韓国では、生ごみを資源化して循環している社会が出来ているのです。又、ごみは焼却するのではなく、資源として活用すべきだと思います。次に、プラスチックなど人工的に作られたごみですが、分別収集に多額の税金がかかり、種類が多く、ごみ質がなかなか解らないなど、取扱いが非常に面倒なものです。容器リサイクル法の改正前は、資源ごみとしてリサイクルしておりましたけれども、改正後は、熱回収、サーマルリサイクルとして焼却が可能となっております。これらの2種類のごみに対して、建設検討委員会ではどのような業務を行っているのか回答を求めます。大きな3番目として、広域ごみ処理と構成市の環境行政について質問致します。東総広域では、18年に基本計画ができま

議長 秋元賢二君	したけれども、それをもちまして19年に旭市のごみ処理基本計画が作成されております。その中で、本計画は、広域圏計画を上位計画とし、国、県の基本方針、諸計画、組合でのごみ処理資源循環に関する諸計画との整合性を保つとされています。又、一部事務組合の設立により、構成市の条例執行機関が証明することになっています。当組合の規約では、組合の行う事務として、し尿処理を除く一般廃棄物処理施設の建設及び管理運営に関することとなっています。ごみ処理の行政は、この目的以外収集や運搬、啓発活動等様々な事業が行われております。質問ですが、広域行政で行う東広と構成市、例えば、旭市との関連はどこで仕事を線引きするのか、お願いします。2番目として、焼却施設と最終処分場は銚子市内に建設となっていますけれども、先程から議論となっているように、焼却処理場よりも最終処分場の建設の方が、非常に反対が強く大変な事だというふうになっておりますので、再度ご回答をお願いします。3番目として、建設計画検討委員会の会議録を当議会の議員に資料を含めてソースすべきだと思うが、検討していただきたいと思う。と申しますのは、インターネットで見ると会議録があるんですが、それと、いただく資料がまるで違う、概要が駄目であります。具体的な数値がさっぱり解りません。ですから、資料的価値が全くありませんので、検討委員会で行われている資料を、構成の議員全員に送っていただけるように求めます。4番目として、入札の問題です。平成24年4月16日に行われました一般廃棄物ごみ処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画策定業務の入札が行われまして、株式会社SECが409万5千円で落札している。予定価格が、1千688万4千100円となっています。落札価格が予定価格の約4分の1です。それについて、最低制限価格が設定されていないということがある訳ですが、こういう形で疑問に思うんです。と申しますのは、安すぎるのではないかという疑問があるからです。この価格での委託業務の市場価格や、この会社の従業員の給料が確保できるのかどうか、非常に発注者として疑問に感じられますので質問します。逆にこの契約が、400万でできるということになりますと、その上で、業務の質が確保できるということになりますと、何故予定価格がこの数字になったのかという積算根拠が解らないんですね。ですから、あまりにも低額な入札になっておりますので、質の確保が出来るのかどうか質問致します。以上質問致します。 管理者 明智忠直君
-----------------	--

管理者 明智忠直君	私の方から、太田議員の質問に対しまして、大きな3番目の1と2についてお答え致したいと思います。事務組合と構成市の環境行政の関係ということでありますけれども、先程太田議員が申されましたように、事務組合の規約において、し尿を除く一般廃棄物処理施設の建設、管理運営が、共同処理する事務とされております。広域化による共同処理の利点としましては、ダイオキシン類の排出削減、効率的な再資源化の促進、施設建設費、維持管理費の削減、焼却熱エネルギーの有効活用などがあげられ、この東総地域住民の生活環境向上に資するものであると考えております。これまで、構成市においても地域の実情にあったごみ処理行政に取り組んできているところでありますが、広域化による利点を最大に享受するための施策の策定、実行に対し、事務組合としまでも最大限の協力をするとともに、構成市と一体となった環境行政に取り組んで行きたいと思っております。また、事務組合においても基本計画におけるごみ処理施策の推進と併せて、構成市の諸施策と連携を図り、より一層のごみ排出抑制、再資源化の積極的な推進などに取り組んでまいりたいと思っております。さらに、環境分野だけでなく、農業分野、商業分野など異なる分野からもごみ処理に係る施策など調査、研究してまいりたいと思っております。いずれにしましても、市の行政と事務組合と一体となって、広域ごみ焼却場建設に向かっていかなければならないと考えていますので、各市の議会の皆さん方のご理解も十分必要です。そしてまた、市民の皆さん方にも出来るだけ情報公開をしていきたい、そういう風な関係で、これからもやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。続きまして、最終処分場の事についてでありますけれども、先程来、最終処分場、色々と説明させていただいております。平成21年8月の首長会において焼却施設と最終処分場を同一市に設置する基本方針案を決定し、平成21年12月の首長会において、銚子市野尻町地区を広域ごみ焼却施設の候補地としたところであります。また、最終処分場の候補地についても銚子市内で選定する方針案を決定したところであります。同一市で焼却施設と最終処分場の両施設を設置することに関して、銚子市、旭市、匝瑳市の既存施設の老朽化が著しいことと併せ、最終処分場の残余年数がひっ迫しており、圏域住民の生活環境の向上、発展のためには必要な施設であるとの思いから、一日でも早い実現を目指し、事務組合と構成市が一体となって努力しているところであります。現在、東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会において焼却炉の処理方式等について検討が進められているところですが、焼却炉の処理方式が決まらなければ、埋め立てする灰の量が定まらず、先程
------------------	--

議長 秋元賢二君 事務局長 加瀬孝之君	の質問にありましたけれども、今、シミュレーションや色々な中で検討を加えているところであります。最終処分場の面積、規模を算出することを行っているところであります。焼却炉の処理方式についての答申が今年度末であることを踏まえ、事務組合としましては、最終処分場候補地選定の手法、条件等を検討していただくための委員会を設置し、専門的な検討を進めるため、今年度において予算措置をしております。今後においても、地元銚子市の協力を得ながら、首長会、事務組合議会、構成市が一体となって、この東総地域にふさわしい安全なごみ処理施設の完成を目指し、積極的かつ慎重に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方にも、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。以上です。 事務局長 私の方から、それ以外の質問についてお答えさせていただきます。まず、３Ｒについての考え方、ゼロ・ウェイストについて、また、一般廃棄物の分別と削減についての考え方についてお答えさせていただきます。まず、３Ｒについてでございますが、循環型社会形成推進基本法は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却するために、廃棄物等の発生抑制・資源の循環的な利用・適正な処分を確保することによって、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される社会を目指すとしたもので、いわゆる３Ｒによる取り組みにより、ごみの減量化及び資源化を推進するものであります。また、この法律では、技術的に可能な範囲で、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順で取り組むべきとした処理の優先順位が示されております。事務組合としては、今後もこの主旨に基づき３Ｒを推進するとともに、ごみ処理に関する情報収集や構成市との協議を通じ、東総地域のごみの減量化・資源化を推進していきたいと考えております。次にゼロ・ウェイストについてでございますが、ゼロ・ウェイストにつきましては、ごみの発生抑制などにより資源やエネルギーの消費、無駄をできるだけ無くするという３Ｒの一環の取り組みであると認識してございます。事務組合においても、循環型社会形成推進基本法の主旨に基づき、構成市と連携を図り、ごみの減量化と資源化に取り組んでいきたいと考えております。次に、一般廃棄物の分別と削減についての考え方ということでございますが、事務組合としましては、広域ごみ焼却施設の建設計画に対する諮問機関ということで、東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会を設置して、ごみの削減目標を含めた一般廃棄物ごみ処理
-----------------------------------	---

基本計画の見直しに関しても諮問事項としているところでございます。組合としましては、この建設計画検討委員会の答申結果を踏まえ、ごみ削減目標率を設定して、次期ごみ処理基本計画を策定することとしております。一般廃棄物の削減に関しましては、今後も構成市と連携を図って、ごみの減量化にかかる施策を効果的に行い、ごみ排出量の削減を図っていきたいと考えております。次に、生ごみとプラスチック系廃棄物について、検討委員会ではどのような検討をされているかということでございます。この生ごみ、プラスチックごみにつきましても、今、事務組合の方で一般廃棄物処理基本計画の見直しを進めているところでございますけれども、生ごみの減量化、確かにごみの減量化は必要な事でございますので、これも、施策の一環として取り組みを計画の中に盛り込んで行きたいと考えています。廃プラスチック系廃棄物についてですが、これも建設計画検討委員会に諮問しておりますけれども、検討委員会では、構成3市ともに現在資源ごみとして収集しているプラスチック製容器包装について、資源化するために3市合計で年間約6千500万円の経費を支出している、また、リサイクルするために集められたプラスチック製容器包装の内、実際にプラスチック製品としてリサイクルされるものは20パーセント程度であることなどを考慮して、8月24日に第5回の検討委員会が行われたんですが、プラスチック製容器包装については、焼却処理することという方針が出されました。ただ、これにつきましては、検討委員会の答申を受けた後、経費や環境面などの問題点を考慮し、事務組合で協議した上、あらためて組合議会においてご説明をさせていただきたいと考えています。続きまして、検討委員会の会議録を組合議員に送付してもらえないかということでございますが、現在、検討委員会の概要につきましては、ガイド版という形で議員の皆さんに送付させていただいているところでございます。会議録の提供ということですが、現在送付している委員会の開催内容と重複してしまう部分があると思われますので、要望いただければ、資料を提供させていただきたいと考えています。次に、入札制度の関係ですが、本年度4月の入札におきまして、入札した結果、予定価格が約1千680万円に対し、落札価格409万5千円という結果になっています。落札業者の入札価格が安かった理由としましては、この業者は前年度に千葉県内の他の組合で同様の計画策定業務を受注しており、そのノウハウを今回生かせることなどから、経費を低減できる見込みがあったからではないかと考えております。また、最低制限価格を設けないのかということでございますが、最低制限価格については、組合財務規則第11

議長 秋元賢二君 6 番 太田將範君	7 条により、契約の予定価格が 5 0 0 万円を超える場合で、特に必要であると認める時は、最低制限価格を設けることができるとしております。本案件は、予定価格が 5 0 0 万円以上ですので、最低制限価格を設けることができる案件に該当しますが、入札にあたって入札参加資格として過去に同様の業務を履行したことがあることを要件としたため、過去のノウハウを生かすことによって、業務の質を落とさず金額の低減を図ることができるかと判断し、最低制限価格の設定はしないこととしました。ただ、今後の入札に関してですが、案件ごとに色々な入札方式を研究しまして、これまでと同様、適正に実施していきたいと考えております。以上です。 6 番 太田將範君 3 R につきましては、考え方は同じですが、ゼロ・ウェイストにつきましては、ごみゼロ、そういう表現をされています。ですから、最終的な削減計画は、ごみゼロとなると思うんですね。どうも次の削減計画というものが、本当にやる気があって削減するのかという感じがしない。なぜかという、ゼロ・ウェイストのやり方というのは、バックキャスティングという方向なんですね、よくあるのは、温暖化政策のため C O 2 を何パーセント、何年までに減らすという計画を立て、その計画に併せて計画を立てるというやり方、これは、日本の自動車産業のホンダ社がやったこと、と申しますのは排ガスの問題なんです。1 0 分の 1 以下にするということ、その時にやった方向、目標が決まっていた、そこに向かってやらなければ、会社がつぶれるという、そのことによって日本の自動車産業は世界的な製造業になった。また、ゼロ・ウェイストの考え方、ウェイストの考え方としまして、品質管理運動だとか生産管理にそういう手法を用いている。これは、不良品 0 という Z C という品質管理があるんですけども、すごい勢いで不良品が減っているわけです。ですからごみの問題も、ゼロ・ウェイストという言葉は、日本の産業界からのヒントを得て、出来た言葉になっている。ですから、削減計画を立てて、そこに向かって突き進むという方向にしないと、ゼロ・ウェイストにならないわけです。東総広域はごみを燃やすところですので、燃すなどはなかなか言いづらいですけども、そういう形で、大胆な削減計画を作らなければならないんじゃないかと思います。その点についての真剣な議論が、検討委員会の中で行われていないんじゃないかと思います。回答をお願いします。有機廃棄物がごみの 4 割を占めている状況ですから、削減目標を作っていないと減
----------------------------------	---

議長 秋元賢二君	らない、ですから、考え方を出示していただきたいと思います。それから、廃プラスチックは、検討委員会では焼却処理し、熱回収と言いますか、燃して発電するという形での回収を考えている様ですけれども、プラスチック類というのは、製造者の責任が取られていない社会です。ですから、きちっとした製造者責任を取らせるためには、やはり、分別収集が行いやすい製品を作らせる、製造者の責任を追及しなければいけない、その中で、分別収集ができるものを作っていく、これが、国際的な流れです。ですからとりあえず、分別収集をこれからも続けて行って、国や県に対して、きちっとした作業施策の中で製造者責任を取らせるような、そういう考え方をきちっと伝える、これが第2点目です。 それから広域事務組合と構成市、旭市の廃棄物計画が翌年に基本計画が出来ています。これがすべてに渡って18年に作られた東総広域の計画に沿って作られているわけです。そうしますと、旭市で独自に補うことが出来ないんです。このことにつきましては、削減計画も数パーセント、5年間の計画を18年に作りましたよね、5年間何もやっていない、旭市自身でも計画を作れないんです。今の状況は、東総広域の基本計画が邪魔をしている、ですから、東総広域が上位にあるため、旭市自身のごみ行政ができない。それから、東総広域で計画を収集から運搬全部に渡って作るということになりますと、構成市では、ごみ行政が出来なくなってしまう、こういうことになります。ですから、こういった問題が出てきますと、はっきりと何処から何処まで東総広域で行って何処から何処までが構成市で行うのか、仕事の分担をきっちりとやってもらう、このことについて回答を頂きたいと思います。それから、東総広域事務組合の広報についてということでございますが、インターネットで出てくる情報と、私、事務局に会議録を取らせたんですけれども、会議録とまるで密度が違うんです。ですから、皆さん方に正確な情報が、会議録とその説明書を付けないと解らない。広域の広報の中身を見ても、中で議論されているのが解らない。ですから、これについては全部議員にきっちりと配付すべきだと思います。これはぜひやっていただきたい。要望です。それから、入札制度の問題につきましては、これから大きな工事が発注されるようになると思いますので、その点につきましては、今のやり方で良いのか、もう一度検討して頂きたいと思います。 本日の会議は、議事の都合によりこの際、予めこれを延長いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
-----------------	--

	(「異議なし」の声多数あり) ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決しました。 事務局長
事務局長 加瀬孝之君	それでは、何点かご質問がありましたので、お答えさせていただきます。ごみの減量について、検討委員会では、真剣な議論がされているのかというご質問がありましたが、検討委員会に諮問しておりますごみ処理基本計画、この中に、各市でそれぞれ将来的にどれだけ減らして行こうという削減率、その目標を入れて計画を作るということで進めています。また、生ごみの減量についても、基本計画の中で、具体的に構成市で、こういった取り組みをして行こうと、これを具体的に盛り込んだ計画を作るよう協議を進めて行きたいと思います。廃プラスチックについてということで質問がありましたけれども、国の法律であり、国の施策を注視していきたいと思いますが、実際できる事業者に対する啓発なり、出来ることについては、進めて行きたいと思います。事務組合の計画によって構成市のごみの計画が動かないという趣旨のご質問ですが、当事務組合の基本計画は、東総地域内から排出されるごみの適正な処理を確保するための基本となる計画であって、決して構成市で作成した基本計画の上位計画となる位置づけではございません。あくまでも、計画を作成するにあたって、構成市の関係部局と協議をして整合性を踏まえた形で計画を作成することになっているところであります。最後に、入札の関係についてでございますが、入札を発注するに当たっては、その都度適正な入札方法、これを実施ごとに研究しましてより良い方向でやれるように研究してまいりたいと思います。以上です。
議長 秋元賢二君	6 番 太田將範君
6 番 太田將範君	広域行政と構成市の関係ということで質問させていただきます。ごみ問題というのは、単にごみを集めて焼却すれば良いということではなくて、例えば、農業にとってみれば、出てくるごみは原材料になって肥料になる。現実には、ほとんどの国がそうした形で処理している。あるいは、生ごみからバイオマス発電、そういう計画を国がやっていますけれども、環境行政の上では無いんです。バイオマス関係におきましては、肥料関係やっているところはかえって農業関係の予算を使ってやっているところの方がうまくいく、

	そういう状況になっている。ですから、もう一つはごみ行政というのは、大変大きな生産業、働き場なんです。ですから、農業をやっていると同じ様に一つの地場産業で、これをどう処理していくかは地域の問題なんです。地場産業をどう育てるかという観点になって来ると、こちらの関係も出てくる。ですから、生ごみだけを東広に持っていかれると、他の施策が全く出来ないんですね。現実、旭でもバイオマスタウンというのをやりまして、農業政策と言われていたんです。肥料工場がいくつか出来て終わってしまったんですが、肥料だとか飼料がそういったものの生産も出来る形になっております。それが、東総広域で決まってしまうと、先程上位計画ではないと言っているんですが、この中では明らかに入っている。旭の計画の中には上位計画だということで整合性を持つ。ですから、考え方は良い、3Rとゼロ・ウェイスト、やっている事は削減率数パーセントしか削減していませんということなんです。ですから、18年の東広の計画があるおかげで駄目になるということになる。大胆な削減計画が作れない。名古屋や横浜の大都市でも2割、3割の削減をやっている。ですから、ごみ処理の焼却の方も、大胆に減らせる状況も作っておいて、計画を立てるとというのが、私の考え方ですが、如何でしょうか。
議長 秋元賢二君	事務局長
事務局長 加瀬孝之君	今のご質問ですが、先程も管理者の方からも答弁がありましたけれども、ごみ処理事業を進めるにあたりましては、各構成市の施策と連携を図って、また、環境、農業、商業、そういった異なる分野においても、こういった施策をこれから調査研究をして行きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
議長 秋元賢二君	以上太田将範君の一般質問を打ち切ります。 日程第11、議案に対する討論、採決を行います。 お諮りいたします。 この際、議案第1号から議案第5号の討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。
議長 秋元賢二君	(「異議なし」の声多数あり) ご異議なしと認め、採決いたします。 議案第1号 平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について原案のとおり認定す

議長 秋元賢二君	ることに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手、全員でございます。 よって、議案第1号は原案のとおり認定されました。 続いて、議案第2号、平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。
議長 秋元賢二君	(挙手全員) 挙手、全員でございます。 よって、議案第2号は、原案のとおり認定されました。 続いて、議案第3号、平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。
議長 秋元賢二君	(挙手全員) 挙手、全員でございます。 よって、議案第3号は、原案のとおり認定されました。 続いて、議案第4号、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
議長 秋元賢二君	(挙手全員) 挙手、全員でございます。 よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第5号、東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。
議長 秋元賢二君	(挙手全員) 挙手、全員でございます。 よって、議案第5号は、原案のとおり同意されました。 本日の議事日程は、すべて議了いたしました。 これにて、平成24年9月東総地区広域市町村圏事務組

	合議会定例会を閉会いたします。 本日はご苦労さまでした。
--	---------------------------------

午後 5 時 0 1 分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会	議	長
	議	員
	議	員